別表第１備考三⑵「214」の項を次のように改める。

「214」は、次の容器及び包装等を示す。

㋐　シリンダーの水容量は150ℓを超えないものに限ること。

㋑　シリンダーの最大発生圧力は25MPaを超えないものに限ること。

㋒　水素のみ輸送すること。

㋓　第５号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

㋔　鋼製シリンダー又は鋼製の内張りがある複合シリンダーは、「H」の文字が表示されたものに限ること。

㋕　ＩＳＯ16111：2008に適合したものに限ること。

㋖　表示された定格充てん圧力を超えない圧力で水素を充てんすること。

㋗　定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は５年を超えないこと。

㋘　１ℓ未満の水容量を有する水素吸蔵合金システムは、容量及び用途に応じて適切な材質の強固な外装容器に緩衝材を詰めて収納すること。

別表第１備考三⑵「215」の項の次に次のように加える。

「Y215」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3478 3479	0.5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

２）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

４）燃料電池用カートリッジの容量は、それぞれ120mlを超えてはならない。

５）燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。

別表第１備考三十㈠⑶を次のように改める。

⑶　引火性液体

「Y340」、「Y341」、「Y342」、「Y343」及び「Y344」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y340	2	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ		ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			
Y341	2	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			
Y342	3	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	30kg	
		プラスチック製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y343	3	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2ℓ		
		プラスチック製容器	1ℓ			
		金属製容器	1ℓ			
Y344	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	10ℓ		
		プラスチック製容器	5ℓ			
		金属製容器	5ℓ			

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、鋼及びアルミニウム以外の金属（以下、「他の金属」という。）、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

４）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「350」、「351」、「352」、「353」、「354」及び「355」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
350	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，１Ｎ２，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２	—	—
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	0.5ℓ				
351	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ			
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	1ℓ				
352	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ			
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				